

令和2年8月28日

自由民主党鹿児島県支部連合会
幹事長 日高 滋 様
政務調査会長 大久保博文 様

鹿児島県看護連盟会長 吉崎 和子

令和3年度 鹿児島県政に対する要望書

平素より、看護職確保対策等に関しましては、格別なご支援とご厚情を賜り、厚くお礼申し上げます。鹿児島県看護連盟は、公益社団法人鹿児島県看護協会の看護政策提言を、国政・地方議会等で実現していただくために、役割分担しながら協働して、問題解決を図っております。

鹿児島県では、平成30年「県民が健康で長生きでき、安心して医療を受けられる、みんなが元気な鹿児島」の基本理念を掲げ、第7期保健医療計画がスタートし、「地域包括ケアシステム構築」のために看護職は、多職種と連携し、推進するにあたり中心的役割を果たしております。

また、今般の新型コロナウイルス感染症が拡大し、世界中が、今まで経験したことのない事態を迎えております。この、コロナ禍で、医療・介護の現場では、医療従事者や介護者が最前線で、感染対策し、命をまもっております。先の見えないコロナ戦争下において、医療・看護・介護の現場は、人員不足物品不足・経営不振など、多くの問題を抱えております。

今後も、県民の方々が、安心して医療・看護・介護を受けられる社会を目指していくために、人材の確保・育成がとても重要な事となります。今年度4月には、県に「医師・看護人材課」を設立していただきました。とても、心強く思っております。

つきましては、令和3年度鹿児島県政に対し、3事項を要望しご尽力いただきますようお願い致します。

要望事項

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
- 2 看護職の働き方改革の推進：勤務環境改善による看護職員確保・定着支援策
- 3 地域包括ケアにおける看護供給体制の構築

《 要 望 事 項 》

団 体 名	鹿 児 島 県 看 護 連 盟
要 望 事 項	要 望 す る 内 容 の 説 明
<p>1. <u>新型コロナウイルス感染症対策について</u></p> <p>1) コロナ対策「危険手当」の支給</p> <p>2) 看護学生と看護養成所に対する支援</p> <p>3) 医療施設内における PCR 検査体制の拡充及び保健所機能の強化</p>	<p>1) 県内各地でクラスターが発生し、また、感染経路の不明な陽性者が発生している中で、医療従事者は、強い使命感をもち、不安や恐怖を抱きながら、最前線で職務についています。 年中無休・24時間体制で、感染リスクがある中で、命の危険と闘いながら業務している看護職へ「危険手当」の支給をお願いします。 伏せて、感染者を受け入れている病院への支援をお願いします。</p> <p>2) 多くの実習施設では、感染防止の観点から臨地実習の受入れを中止したり、縮小しています。長期にわたり臨地実習ができない各養成校は、実習と同等の知識と技能習得に向け、資器材の活用や演習を実施するなどして、工夫して対応している状況です。しかし、資器材の購入や演習の人材不足に苦慮している現状にあります。 そこで、看護学生が、必要な知識及び技能を習得するために、臨地実習に代わる教育の質を担保するために、特段のご配慮をお願いします。</p> <p>3) 医療機関を受診する患者等は、無症状であっても新型コロナ感染症に感染している可能性があり、また医療従事者も無症状であっても感染している可能性があります。県内における PCR 検査体制のさらなる拡充が図られ、特に、陽性患者受け入れ部署に従事する看護師らの勤務交替状況に応じた定期的な PCR 検査が可能となるようお願いいたします。 また、保健所の保健師は、業務内容や活動領域が拡大する中、コロナ禍における陽性患者の行動歴・健康確認・関係団体との連携などの業務が増大しています。 今後に向け、保健所保健師の人材確保や体制強化をお願いします。</p>
<p>2 <u>看護職の働き方改革の推進</u></p> <p>1) ナースセンター事業の強化と利用促進</p>	<p>1) 看護職員の人材確保、定着及び再就業支援のために、ナースセンター事業の強化や平成 27 年 6 月から県内 7 地区のハローワークとの連携事業、新人看護職員卒後研修事業等を県に予算措置していただいた。県内就業率のアップや平成 27 年 10 月から看護師等の人材確保促進法に基づく看護職の離職時届出制度により、令和 2 年 3 月までに 2,082 名の届け出があり、また離職率の低下の成果が出ております。 しかしながら、これまでもその活用については、マッチング作業不足の課題がありましたが、現在、コロナ禍における看護職人材確保への支援などで業務量が増加しております。 そこで、今後とも運営補助金の継続・強化、定着・復職支援を要望します。</p>

2) 勤務環境改善による看護職員確保・定着支援策（院内保育所の整備、病児、夜間保育への運営改善、働き方休み方の改善、夜勤負担の軽減、労働時間管理などの県費補助）

3 地域包括ケアにおける看護供給体制の構築

1) 訪問看護供給体制（在宅における終末期ケアの推進含む）の機能強化

2) 在宅・介護施設における見取りの推進に向けた看護体制の強化

2) 必要な看護職確保方策のためには、勤務環境改善も必要です。協会のワーク・ライフ・バランス（WLB）推進事業の取組み施設の増加等一定の成果が得られています。連盟は、平成 29 年度子育て支援に力点を置き、院内保育所や病児保育の現状を紹介してきました。県では、病院内保育所運営費補助事業や 24 時間病児保育を行っている施設への加算をつけていただきました。子育て看護師たちは、大変助かっています。

また、時間外勤務者や夜勤負担の軽減に対して各施設で創意工夫しながら改善に取り組んでいます。

以上の事から、引き続き、地域医療介護総合確保基金による各医療機関への補助や、離職防止再就職促進の取組みへの支援を要望します。

1) 国は、地域を基盤とした地域包括ケアシステムを構築しています。従来の病院完結型から、住み慣れた地域で、医療とケア・生活が一体化する地域完結型へ転換しています。

そのためには、在宅医療を支える訪問看護ステーションの充実が重要です。

看護協会は、令和 2 年度から、「訪問看護体制確保推進事業」として看護師養成所の新卒者からの確保・定着促進のための相談、医療機関による訪問看護含めた安定的かつ質の高い訪問看護供給体制の推進に取り組んでいます。

引き続き、本事業の継続をお願いします。

2) 少子高齢化社会において、多死時代を迎えるにあたり、終末期医療が行える体制作りは、きわめて重要です。

人生の最終段階における医療・看護を、自宅や施設で確保するためには、それに対応できる訪問看護師の役割はとても重要です。

そのため、協会では、平成 29 年より 3 年間「医療介護事業者ターミナルケア推進事業」として、エンドオブライフケア研修を実施してきました。自宅や介護施設での見取りは徐々に増えております。今後、ますます患者さんご家族が満足される見取り体制の確保がもめられます。

つきましては、在宅・介護施設における見取りの推進に向け、他職種連携のもと、看護体制の強化に向けた取り組みをお願いします。